

第1回委員会	
資料4	2021. 12. 22

銚田・大洗広域事務組合新ごみ処理施設整備検討委員会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、銚田・大洗広域事務組合新ごみ処理施設整備検討委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴者の定員）

第2条 委員会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）の定員は、5人以内とする。ただし、委員長は、会場の収容人員等を考慮し、定員を増減することができる。

（傍聴の手続）

第3条 傍聴者は、受付で所定の用紙に必要事項を記入しなければならない。

2 傍聴の受付は、会議の開始時刻の30分前から先着順に行うものとし、定員に達した時点で終了する。

（傍聴できない者）

第4条 ポスター、ビラ、拡声器その他会議若しくは傍聴を妨害するおそれがあると認められる物品を携帯する者又は会議を妨害し、若しくは人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議を傍聴することができない。

（傍聴者が守るべき事項）

第5条 傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。
- (6) たすきを着用し、又はプラカードを掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

（撮影、録音等の禁止）

第6条 傍聴者は、会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、委員長が認めた場合は、この限りでない。

（傍聴者の退場）

第7条 傍聴者は、委員会が傍聴を認めない議事に関する審議等を行おうとするときは、速やかに会場から退場しなければならない。

（傍聴者への指示）

第8条 委員長は、会議の平穏な進行を確保するため、傍聴者に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、委員長は、その者に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴者が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、委員長は、その者に対して会場からの退場を命ずることができる。

(報道関係者の取扱い)

第10条 報道関係者については、第2条及び第3条の規定は適用しない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年12月22日から施行する。